

ペットボトルの中間処理業務委託
事業者選定プロポーザル

審 査 基 準

令和4(2022)年7月

和 光 市

目 次

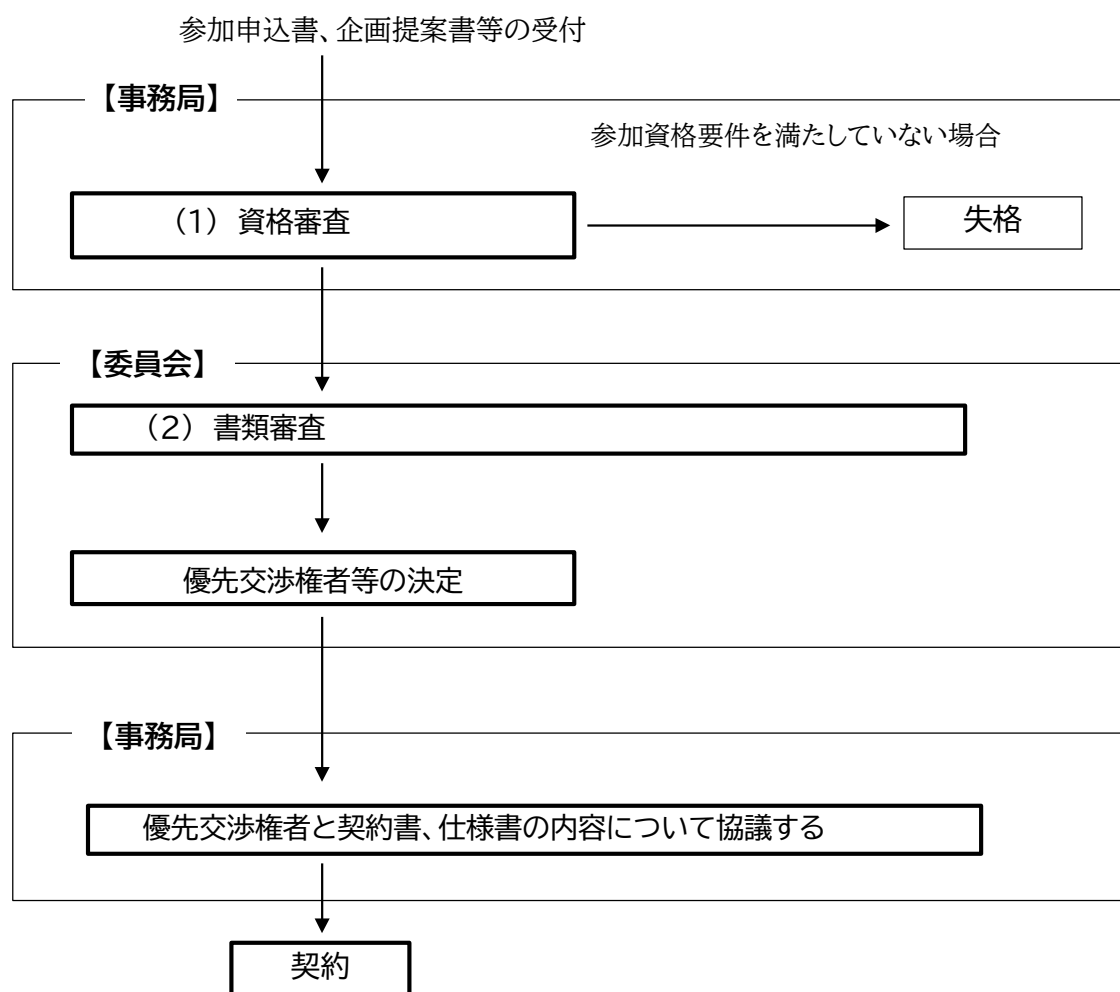
1 総 則.....	- 1 -
2 優先交渉権者等決定の手順.....	- 1 -
3 資格審査.....	- 2 -
4 審査方法.....	- 2 -
5 書類審査.....	- 3 -
6 価格審査.....	- 4 -
7 審議方式.....	- 4 -
8 優先交渉権者等の決定.....	- 4 -

1 総 則

この審査基準は、「ペットボトルの中間処理業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)と一体のものであり、「プラスチック及びペットボトル処理業務委託事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)が、優先交渉権者及び次点交渉権者(以下、「優先交渉権者等」という。)を決定するに当たって、最も優れた提案を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、事業者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 優先交渉権者等決定の手順

ペットボトルの中間処理業務委託の優先交渉権者等は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定する。



3 資格審査

事業者から提出される参加申込書等により、実施要領に示す参加資格をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

4 審査方法

優先交渉権者等の選定は、事務局による資格審査を行ったうえで、委員会による書類審査、価格審査の総合評価により実施する。また、その配点については以下のとおりとする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{書類審査評価点} & + & \text{価格審査評価点} & = & \text{総合評価点} \\ (50\text{点}) & & (50\text{点}) & & (100\text{点}) \end{array}$$

表 1. 総合評価点の配点割合

評価項目		審査	評価点
(1)	企画提案書(業務実施計画書)評価	書類審査	50
(2)	見積価格評価	価格審査	50
合計			100

5 書類審査

(1) 書類審査の評価項目及び評価の視点等については、表 2 の通りとする。

表 2. 評価項目一覧表

評価項目		配点	評価の視点
【書類審査】	1. 他自治体の業務実績について	5	参加者事業者の類似業務の実績は十分か。 (過去5年以内、平成29年以降の実績) ①参加資格要件となる実績について、1件につき1点 (最大5件)
	2. 中間処理施設の所在地	20	和光市から中間処理施設までの距離は、市内収集車が搬入できる距離にあるか。 最も近い参加者施設との距離/当該参加者施設との距離×20点 (小数点以下を切り捨て) 市の中心部である和光市駅からの距離(km)とする。
	3. 中間処理業務の実施体制	15	業務を確実に履行することができる体制になっているか。 ①円滑な業務遂行のための人員体制は十分か ②業務の精度を上げるための工夫があるか ③仕様書の内容を網羅しているか ④施設の能力等は十分か
	バールの品質、災害対策など	10	その他、業務を確実に履行するにあたり十分な体制になっているか。 ①バール品質の精度を向上させるための工夫があるか ②天災、事故、故障などの対策があるか。 ③施設周辺の環境保全対策の工夫があるか ④業務内容に関する知識・知見を持っているか
【価格審査】	価格 見積価格	50	最低見積価格/当該参加者の見積価格×50点 (小数点以下を切り捨て)
計		100	

(2) 点数化方法

各委員が評価した項目を表 3. に従い、事務局が点数化する。点数が同じだった場合は、見積価格の点数が高い提案者を優先交渉権者とする。

表3. 評価項目の点数化方法

評価	指標	点数化方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点×75%
C	平均的であり一般的である。	配点×50%
D	物足りなさを感じる。	配点×25%
E	物足りない。不安がある。	配点×0%

(3)最低基準点の設定

総合評価点が60点未満であった場合は失格とする。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点に満たなかった場合には、当該事業者は選定しないものとする。

6 価格審査

事業者から提出された見積書に記載された見積価格について次のとおり評価を行い、評価点を付与する。

(1)見積価格の点数化方法

見積価格の評価点については、以下の式により算定する。

なお、計算にあたっては、小数点第2位以下を四捨五入する。

$$\text{見積価格の評価点} = \frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該事業者の見積価格}} \times \text{配点(50点)}$$

(2)見積書の開封時期

見積書については、書類審査実施後に開封する。

7 審議方式

最終評価の決定方法については、全委員で審議を実施したのち、委員各自の判断により委員ごとの評価を決定し、全委員の評価点を平均する。

また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位以下を四捨五入する。

8 優先交渉権者等の決定

提案内容に対する総合評価(書類審査、価格審査)により総合評価点を算出し、委員会の審議を経て、総合評価点の最も高い者を優先交渉権者に、次点の者を次点交渉権者に決定し、選考結果を市長に報告するものとする。

なお、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、価格審査の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。